

監査公表第21号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

第1 監査種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

財政援助団体 新城市国際交流協会
所管部課 市民協働部市民自治推進課

第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間

令和7年1月8日～令和7年3月26日

第5 監査の方法

新城市国際交流協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認の上、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市国際交流協会は、日本及び諸外国の都市の市民が互いに理解と友情のうえに立ち、文化・スポーツ・経済等に関する交流を通じて、相互の友好関係を促進し、もって国際親善に寄与するとともに世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的として設立された。

(1) 役員等数（令和6年度）

会長1名、副会長2名、会計2名、理事16名、監事2名

(2) 事務局体制（令和6年度）

事務局長1名、事務局員1名

(3) 事業

- 1) 各種交流事業の計画立案及び実施
- 2) 外国都市との友好親善意識の普及及び情報の伝達

3) その他協会の目的達成に必要な事業

2 監査対象事業について

補助事業

新城市国際交流協会補助金

令和5年度 5,303,000円

令和6年度 5,018,000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿っておおむね適正な事務処理がなされているものと認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城市国際交流協会】

意見

- 1 監査や決算の資料を作成する際には、市から受けた資金の使われ方が明確となるよう、補助金で行う事業と委託事業とを分けて整理するようにしていただきたい。
- 2 通帳の入出金及び保管等の管理は、必ず複数人でチェックをしながら行うなど、リスク管理に万全を期していただきたい。
- 3 会員名簿については、会費納入の有無等が明確にわかるよう整理し、適正な管理に努めていただきたい。

【市民協働部市民自治推進課】

意見

- 1 国際交流や多文化共生の必要性について、全庁的なコンセンサスが得られるよう努められるとともに、国際交流協会の活動に市の支援がしっかりと行われるようにしていただきたい。
- 2 国際交流協会の自主財源確保のためという目的で、一部の事業について補助金から委託料に支出の方法を変更しているが、かえって国際交流協会側の事業実施や支出の面での負担が大きくなっているものがあるので、あり方について再検討していただきたい。
- 3 国際交流協会は市からの補助金や委託料を財源として多くの事業を行っているので、経理については、公金の取り扱いに準じた方法で行っていただくように、指導していただきたい。